

めだか通信 2018年5月号

相田支部発行

地区担当交代のお知らせ



いつもお世話になっております。このたび、共立地区の担当を山本より引き継ぐことになりました、中島 常(なかしま ひさし)と申します。以前は、あすなろ地区と東広島地区担当でした。これからは広島共立病院に比較的近い地域となります。組合員の皆様方とともに地域で活躍できる支部づくりを行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

健康まちづくりセンター 中島 常



平成30年4月で「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まってから、1年が経ちました。



こんにちは。地域介護相談所です。ずいぶん暖かくなってきましたね。天気の良い日が続き、外出される方も多いのではないのでしょうか。

さて、昨年のめだか通信で介護予防・日常生活支援総合事業についてお知らせしましたが、今月号は一年の振り返りをお伝えしようと思います。

総合事業とは広島市の基準で提供される介護サービスのことを指します。

①介護保険の申請の結果、**要支援1**または**要支援2**の認定が下りた方または

②認定結果は非該当であったが、チェックリストに該当し**事業対象者**となった方が以下の介護保険サービスを利用されるとき、

- 訪問介護サービス(ヘルパー)
- 通所型サービス(デイサービス)
- 短期集中型サービス

は総合事業の対象となります。

※②の方の介護保険のサービス利用は上記のサービスのみとなり、通所リハビリ、訪問看護、福祉用具は利用できません。



先月号でお伝えしたフレイルの状態になっている方は①または②に該当する場合があります、総合事業のサービス利用が必要な方も多いためです。

フレイルの状態では、適切な介入(関わりや支援)があれば、再び以前のように改善した状態に戻ることが可能です。

このため、①や②の方の介護保険のサービス利用は元の状態に戻るために一時的に利用するもの、という考え方になっています。

そして介護保険のサービスを調整するケアマネジャーには、①や②の方に対しては特に自立に向けた支援が求められています。

とはいえ、介護保険を利用される方は様々な事情を抱えている方も多いため、ケアマネジャーは一人一人にあった支援をしていくことが必要ですね。

何かご相談したいことがあれば、地域介護相談所(☎879-1870) 又はお近くの地域包括支援センターへご連絡下さい。

日常生活でできるリラックス運動

2. 手足ブラブラ体操で心もからだもリラックス

立った姿勢でも、座った姿勢でも、寝た姿勢でもかまいません。手を高く上げて、手と足をブラブラと力を抜いて揺らします。からだを動かすことで、頭もすっきり。

